

兵庫県公立大学法人教職員表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人学教職員就業規程（平成25年法人規程第25号。以下「教職員就業規程」という。）第38条に基づき、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する教職員（教職員就業規程第3条第1項及び第2項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 法人は、次の各号のいずれかに該当する教職員を表彰することがある。

- (1) 勤務成績が特に良好である教職員
- (2) 災害の未然防止その他災害時における措置に関して功績があった教職員
- (3) 職務上有益な研究、発明、改良、考案又は提案をした教職員
- (4) 事務能率の向上に功績があった教職員
- (5) 経費の節減に努め、功績があった教職員
- (6) 永年にわたり職務に精励し、勤務成績が良好で功績の顕著な教職員
- (7) その他特に表彰に値すると認められる教職員

(表彰の方法)

第3条 前条の規定による表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰状には、賞金又は賞品を添えることがある。

(表彰の期日)

第4条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。ただし、必要があるときは、適宜これを行うことがある。

(補則)

第5条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により、この規程の施行の日に法人の教職員となった者については、第2条第6号に規定する表彰をする場合における勤続期間には当該施行の日の前日における兵庫県職員としての勤続期間を通算するものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

（施行期日）

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。